

町民自治推進委員会 第6期目推進委員の委嘱に向けて

この委員会は、まちづくりへの町民参画と協働をより深めるため「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」が制定された後も「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」など、町民の皆様の視点でチェックしていくために設置しています。

第5期目の委員の皆様には、令和6年7月14日から2年間活動していただきました。

7月13日の任期満了に伴い、安平町町民自治推進委員会条例の規定に基づき、第6期目の委員の委嘱を進めていきます。これまで務めていただいた委員の皆様、ありがとうございました。

■町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分で町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- ①住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- ②学識経験のある方
- ③地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- ④その他町長が専門知識や男女構成割合などを考慮して委嘱する方



■町民自治推進委員会の役割、任期、報酬

役割 まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しなどについて、町長の諮問に応じて答申や提言を行います。

任期 2年間（第1回目の委員会は、7月～9月頃を予定）

報酬 「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」の規定によりお支払いします。

■委員の委嘱方法、手続き

委員の委嘱は以下2通りの方法で行われます。

▶住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方へ委嘱

- ①約300名を無作為に選び、5月中に封書を送付します。
 - ②封書が届いた方の内、委員となることを承諾（希望）される方は、役場へお申し込みください。
- ※希望者が多数の場合は、抽選により決定します。

▶地域コミュニティ団体の構成員へ委嘱

自治会、町内会で構成する4つの連合会へ推薦を依頼し、委員となる方（推薦者）を選出させていただきます。

※追分地区、安平地区、早来地区、遠浅地区 各地区1名の委嘱を予定しています。

■第5期目の活動概要

町内での生活の中にある、委員の皆さんが関心のある事項を出し合い、それぞれについて理解を深めていくという切り口で進められました。

ワークショップを通じて話題に挙がった「エントランスとはどのような場所か」や「あびらチャンネルや広報についてより詳しく知りたい」といった意見を踏まえ、実際に現地を視察したり、担当者から直接説明を受けるなどして調査を行いました。

町民の皆様との協働によるまちづくりを進めるため、ご協力をお願いします。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751